

政令第二百九十七号

電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（電波法施行令の一部改正）

第一条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「第百三条の二第八項」を「第百三条の二第十項」に改め、同条第二項中「第百三条の二第八項」を「第百三条の二第十項」に、「金額については」を「金額は」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第百三条の二第十二項」を「第百三条の二第十四項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第百三条の二第二十四項」を「第百三条の二第二十七項」に改め、同条を第十四条とし、

第十六条を第十五条とする。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正)

第二条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の表第四条第二号の項中「場合及び」を「場合並びに」に改め、同表第八十三条第二項並びに第百三条の二第十八項、第二十一項及び第四十項の項中「第百三条の二第十八項、第二十一項及び第四十項」を「第百三条の二第二十一項、第二十四項及び第四十三項」に改め、同表第百三条の二第十七項の項中「第百三条の二第十七項」を「第百三条の二第二十項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第百三条の二第十八項を「第百三条の二第十九項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第百三条の二第十九項の項中「第百三条の二第十九項」を「第百三条の二第二十二項」に、「第十七項」を「第二十項」に改め、同表第百三条の二第二十項の項中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十三項」に改め、同表第百三条の二第三十九項の項中「第百三条の二第三十九項」を「第百三条の二第四十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第百三条の二第四十項の項中「第百三条の二第四十項」を「第百三条の二第四十三項」に改め、同表第百三条の二第四十一項

の項中「第百三条の二第四十一項」を「第百三条の二第四十四項」に、「第三十九項」を「第四十二項」に改め、同表第百三条の二第四十二項の項中「第百三条の二第四十二項」を「第百三条の二第四十五項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第二十項」に改める。

#### 附 則

この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

## 理由

電波法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。